

令和元年度東海農政局農業農村整備等事業管理委員会

【国営かんがい排水事業「宮川用水第二期地区」事後評価】

関係団体への意見聴取結果

機関名	意見
三重県	<p>本事業にて、調整池の新設、頭首工及び幹線用水路の改修が行われ、農業用水の安定的な確保と維持管理費の節減が図られている。</p> <p>又、農業用水が安定的に供給されるようになったことから、計画的な栽培管理・営農にかかる時間短縮が可能となり、農業経営の安定と規模拡大に繋がっており、担い手農家への農地集積の増加にも貢献している。</p> <p>上記等の事業実施による効果の発現状況等が適切に評価されていることから、令和元年6月27日付け元海振第403号で意見聴取のあった国営土地改良事業「宮川用水第二期地区」の評価結果書（案）について、特に異議はありません。</p>
伊勢市	<p>本事業及び関連事業の実施により、調整池の新設、頭首工の改修、幹線用水路及び末端用水路のパイプライン化が図られ、用水の効率的な利用が可能となり、農業用水の安定確保、維持管理費の節減等において効果が現れていることが分かります。</p> <p>本事後評価は上記のような事業の重要性がよく分かる評価となっているため、事後評価について異議はありません。</p>
多気町	意見なし
明和町	<p>本地区においては、用水管や自動給水栓にタイワンシジミ等が詰まり通水障害が発生し営農に支障をきたしています。官学連携を図り対応策等を講じていただいているところではありますが、引き続きこの問題に対する被害の軽減策や施設構造の改良について検討をお願いします。</p> <p>事業概要、評価項目など事後評価（案）については、異議ありません。</p>
大台町	問題ありません。
玉城町	意見はありません。
宮川用水 土地改良 区	<p>（事業効果）</p> <p>本事業による水利権の変更、斎宮調整池の新設等により、当地域の長年の課題であった「慢性的な水不足」が解消された。これにより、幹線水路のパイプライン化による加圧揚水機の廃止、水管理システムによる集中管理化等により、維持管理費の節減に大きく貢献している。</p> <p>また、本事業に引き続いて実施されている関連県営事業の末端整備（末端施設のパイプライン化）により、大規模農家の規模拡大、農業法人の6次産業化が進んできており、事業効果がさらに発現すると考える。</p> <p>事後評価（案）については、異議はありません。</p>

(今後の課題)

今後、これらの事業効果をさらに発現させていくためには、地域の営農形態の多様化に伴う水需要の変化を踏まえた水利権の更新が必要と思われる。

農業生産法人等の担い手が増えてきている中、安定した水供給は、必須条件となってきたおり、施設の維持管理に対するウエイトが大きくなってきている。その中で、大規模地震が想定されており、発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、早急に施設の耐震化に向けた取組を行う必要がある。

関連事業等により埋設した管路内にタイワンシジミが大発生し、配水施設や給水バルブ内に詰まるなどの流水阻害や各ほ場への給水障害が顕著化してきている。今後の被害拡大が大きく懸念されるため、引き続き、タイワンシジミの生態や駆除等に関する調査・研究、さらに発生時の対策手法の検討が必要である。